

磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（骨子案）の意見募集の結果一覧表

意見者No.	意見No.	項目	意見	市の考え方
1	1	5 事業者の責務 6 土地所有者等の責務	営農型太陽光発電の場合について 1.土地所有者、事業者、営農者の3者がある場合の対応について	営農型太陽光発電における営農者は、土地の占有者にあたるため「土地所有者等」としての責務を負います。
	2	7 適用事業 ア.太陽光	(特例) 例外として営農型の場合には500平方メートル以上とすることが適切と考える。優良農地の保全を考えてほしい。	ご意見について検討させていただきましたが、特定の事業者の活動を過度に制限することや土地所有者の財産権をむやみに侵害することはできないことから、農地や宅地などの用途を問わず一律に規制することが適切であると判断しました。 また、太陽光発電の対象面積については、本条例が良好な生活環境の保全を目的の一つとしているため、同様に良好な環境の確保を目的としている「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」と同じ1,000平方メートルとしています。
	3	12 維持管理及び報告	災害等の対策と報告義務の徹底。	自然災害等により被害が発生するおそれがあるときや発生したときは、直ちに必要な対策を市長に報告しなければならないこととしています。 なお、これに反した場合は指導、助言及び勧告の対象とします。
	4	13 事業の廃止	事業終了後のリサイクル及び撤去の報告と検証方法の確立。	事業終了後の設備のリサイクル及び撤去については、事業の開始前と廃止前に報告書の提出を義務付けています。 なお、この設備のリサイクルや撤去については、別に「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用を受けることになります。

2	5	7 適用事業	営農型については500平方メートル以上が妥当と考える。	意見No.2の市の考え方とおりです。
	6	8 近隣関係者等への説明会の実施	営農型については隣接地の承諾が必要だと思う。(近隣農地への影響を考慮して)	本条例では、事業者に対して隣接地の所有者や使用者をはじめとする近隣関係者等への十分な説明を求めています。また、地元自治会との協定は近隣関係者等の理解が得られた上で締結されるものと考えています。
	7	13 事業の廃止	倒産した時は？	健全な事業が持続されるよう事業計画書と撤去及び処分に関する計画書の提出を求めます。 あわせて、設備の管理や撤去、事業の継承等を確実に実施する旨の確約書も求めることとしています。
3	8	8 近隣関係者等への説明会の実施	近隣の農地の人や近隣の住宅の人達との話し合いの上に初めて準備ができて事業が前に進むのではないか。 近隣の人達の理解を得られない事業はその時点で終わりだと思う。	意見No.6の市の考え方とおりです。